

訴
状

101 東京都千代田区神田多町二丁目二番地

原 告 株式会社 早 川 書 房

右代表者代表取締役 早 川 清

158 東京都世田谷区深沢二一〇一二十八

住 民 法 律 セ ン タ ー (七〇四)一二五一

右原告訴訟代理人

弁 護 士 五十嵐 敬 喜

107 東京都港区赤坂二一二一永田町法曹ビル二階

東京合同法律事務所 (五八六)三六五一

同 菅 原 哲 朗

同 堀 敏 明

105 東京都港区新橋四丁目一〇番地

被 告 株式会社 徳間書店

右代表者代表取締役 徳間 康 快

53/ 大阪府大阪市大淀区豊崎五丁目五―二四―七〇二

被 告 堀 晃

出版差止等請求事件

訴訟物の価額 金二三、八八〇、〇〇〇円

貼用印紙額 金一二七、六〇〇円

請 求 の 趣 旨

一、被告株式会社徳間書店は徳間文庫「太陽風交点」の印刷・製本・発行・頒布等一切の行為をしてはならない。

二、被告らは、原告に対し、金一〇二〇万円およびこれに対する昭和五六年三月五日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。

三、訴訟費用は被告らの負担とする。

四、この判決は仮りに執行することができる。
との裁判を求める。

請 求 の 原 因

一、当事者

原告株式会社早川書房（以下、早川とする）は、SFマガジン、ミステリマガジン等の雑誌、SF、ミステリ関係等の単行本及び文庫本を出版する、全国に著名な出版会社である。

被告株式会社徳間書店（以下、徳間とする）は、問題小説、SFアドベンチャー、アニメージュ等の雑誌、各種小説等の単行本及び文庫を出版する、全国に著名な出版会社である。なお訴外小松左京こと小松実とは、SF小説及び評論関係の著書数十冊を有する日本でも最も高名な作家の一人である。

二、本件における当事者の関係

（一）原告早川は昭和五三年一〇月ごろ、被告堀晃との間に、堀晃執筆にかかる単行本「太陽風交点」（以下、単行本という）の出版契約を行ない、同五四年一〇月一五日原告会社より出版した。

右単行本の概要は次のとおりである。

（1） サイズ 四六判

(2) 部数 七〇〇〇部

(3) 定価 一二〇〇円

なお原告早川と被告堀晃との間には、右単行本の他に、堀晃執筆にかかる「梅田地下オデッセイ」の出版契約があり、右「梅田地下オデッセイ」は、昭和五六年二月、ハヤカワ文庫（J A）「梅田地下オデッセイ」（以下、「オデッセイ」文庫本とする）として出版された。

右文庫本の概要は次のとおりである。

(1) サイズ A 6 判（文庫判）

(2) 部数 二五〇〇〇部

(3) 定価 四五〇円

(二) 被告堀晃は、他には作品社より「エネルギー救出作戦」を

出版したのみで、右単行本及び文庫本「オデッセイ」はいずれも、原告会社刊行にかかる雑誌「SFマガジン」に掲載された作品十四篇（「太陽風交点」八篇、「オデッセイ」六篇）と、他社の刊行にかかる雑誌に掲載された作品五篇（「太陽風交点」二篇、「オデッセイ」三篇）をあつめて、単行本あるいは文庫本として、原告会社より出版されたものである。

(三) 被告徳間は、原告と同じく「SFアドベンチャー」の雑誌、SFの単行本及び文庫本等を発行する出版社である。なお訴外小松左京は、日本SF作家クラブと右徳間との協定によって創設された日本SF大賞銓衡委員会の代表であり、授賞作品は徳間発行のSF専門誌「SFアドベンチャー」誌上で銓衡経過とともに発表される他、徳間より賞金一〇〇万円が授

与されるということになっていた。

(四) 訴外小松左京は、前記堀晃の執筆にかかる単行本のために、右作品を推奨する「解説」を執筆し、右「解説」は、単行本の本文に付して出版されている。

三、本件紛争の経過

(一) 早川と堀晃との文庫本出版契約

早川は前記単行本の発行後、昭和五五年一月二一日、同社編集部細井恵津子を大阪の堀晃宅に派遣し、同人との間に(イ)早川で、おそくとも昭和五六年九月までに文庫本を出版すること、(ロ)堀晃は早川以外の他社から文庫本の出版をしないとの出版契約が成立した。

(二) 「太陽風交点」の日本SF大賞受賞

日本SF大賞銓衡委員会は昭和五六年一月一四日、右単行本を日本SF大賞受賞作品に決定し発表した。

(三) 堀晃と徳間の「太陽風交点」文庫本の出版契約

右受賞後、徳間と堀晃は単行本を文庫本として、徳間より出版することに合意し、徳間は文庫本のための「カバー」作製を訴外加藤直之に依頼した。早川は右事実を昭和五六年一月二二日に知り、ただちに同一月二六日、徳間に対し右「太陽風交点」文庫本は、早川と堀晃との間にすでに出版契約が存在していること、従って堀晃と徳間の契約は二重契約であり、早川の出版権を妨害することになる旨の抗議文を発送し、右抗議文はそのころ徳間に到達した。

(四) 早川と徳間の協議と、その不調

右抗議文に接した徳間は、同年二月四日、早川を訪問し、
(イ)徳間は「太陽風交点」文庫本出版のために早川の「承諾」
を得る予定であつた。(ロ)徳間は右承諾に対する対価として、
徳間文庫本の定価×印刷部数×一割のいわゆる「ロイヤリテ
ィ」を支払う。(ハ)徳間の本件文庫本出版契約は、徳間のイニ
シアティブによつて企画されたものではなく、前記日本SF
大賞銓衡委員会の申出により企画されたものであること等の
説明と提案があつた。これに対し、早川は、(イ)今回の徳間側
の文庫本出版計画は、早川の出版計画と抵触する違法な二重
契約であり、徳間は出版を中止すべきであること、(ロ)ロイヤ
リテイの支払いによつて、出版権を譲渡する意思はまつたく
ない旨を伝え、協議は不調に終つた。

(五) 早川及び徳間の文庫本製作と公刊状況

早川は、右徳間側との協議不調後、同年二月一七日、堀晃に対し、早川より「太陽風交点」文庫本を、同年二月二八日まで出版する旨を伝え、堀はこれに対し何等異議を申しのべなかったため、ハヤカワ文庫（J A）、「太陽風交点」の刊行を決定し、同日までに印刷・製本を終え、取次店を通して発売の態勢に入った。ハヤカワ文庫本の概要は次のとおりである。

(1) 部数 三万部

(2) 定価 三四〇円

なお、同本は後記事情により、未だ出版されていない。

一方これに対し徳間も、前記早川との協議が不調（その後

も交渉は行なわれたがいずれも不調に終わっているに終り、
従って早川の出版を妨害する出版はできないことを知りなが
ら、出版計画を中止せずそのまま進め、同社は三月五日、徳
間文庫「太陽風交点」を次のとおり出版した。

(1) 部数 八万部

(2) 定価 三八〇円

なお右文庫本は、前記早川の単行本と比してみると、(1)著
者堀晃がごくわずかに校正を加えただけの、しかも短篇の順
序配列等をまったく同じくするものであり、(2)小松左京執筆
にかかると前記「解説」をまったくそのまま収録していること、
(3)そして、日本SF大賞銓衡委員会を代表して同じく小松左
京の執筆にかかると「SFの原点をいきいきと保持する作品」

選評にかえて――」を新たに収録していることに特徴がある。

(六) 早川の文庫本出版中止の事情

右にみたとおり早川は、徳間より早く堀晃との間に出版契約をなし、かつ徳間書店よりも早く印刷・製本を終えていた。にもかかわらず、早川の出版が中止されて、徳間の文庫本が公刊されたのは次の事情にもとづくものである。

(イ) 早川は、前述のとおり堀晃に対し、出版する旨の通知を二月一七日に行つた。その後、堀晃が新たに著者校正のない出版は認められない旨の回答を行つてきた。

(ロ) 小松左京が、早川に対し二月二六日、徳間及び堀晃を支援すべく、早川があくまで今回の出版を行うなら、小松が早川で出版している本を絶版にすること等の、いわば「圧力」

をかけてきたこと、

等による。そのため早川は、印刷・製本を終えた文庫本三万部の発売中止に追いこまれたものである。

四、被告らの原告の出版権侵害について

(一) 早川と堀晃との出版契約について

早川と堀晃とは昭和五四年一〇月、単行本「太陽風交点」について口頭にて、出版契約を行った。この出版契約は、講学上のいわゆる出版権設定契約といわれるものであり、早川は著作権法八〇条一項によつて、著作物を原形のまゝ文書または図画として複製・頒布する専有権を有するものであり、かつ又、右権利は著作権法八〇条によつて右単行本の出版された昭和五四年一〇月から同五七年九月までの三年間継続さ

れるものである。

右早川の単行本の出版権については次の二点が確認されなければならぬ。

第一は、右早川の出版権の内容が、早川の単行本に対する直接的・排他的支配（講学上準物権契約と呼ばれる）を認めたものであるということである。従って、堀晃と徳間の文庫本出版契約は、まずこの点に違反するものとして違法であることは明らかである。

第二は、右早川の出版権は、堀晃との間にあえて文庫本の出版契約を設定していなくとも発生するものであり、従って本件に即していえば、仮りに早川が堀晃との間に文庫本出版契約を行っていなかったとしても、堀晃と徳間の文庫本出版

契約は違法なものである、ということである。早川は既述のように堀との間に、単行本についてのみならず、文庫本についても出版契約を締結しているのであるから、堀と徳間の出版契約は二重に違法になると解される。すなわち、堀と徳間の出版契約は、まず早川の単行本「太陽風交点」に対する直接的・排他的支配に反し、次いで早川の文庫本「太陽風交点」の直接的・排他的支配に反するものである。

早川の主張は次の理由によって正当化される。単行本出版は、文庫本より上質な従って文庫本より定価の高い本を読者に供給するものである。仮りに、著者に対して同一著作物について複数の出版社との間に、複数の出版契約をなす自由を認めたとしたら、先行出版社は絶えず、同一単行本あるいは、

単行本よりはるかに低額な文庫本の出現の危険にさらされることになる。これは第一に、単行本出版を不可能とし、第二に、文庫本についても、はてしない値引き競争を惹起することになる。この双方は、一方で出版会社の経済的基礎を失わせるのみならず、他方で読者の上質な単行本を求める権利を失わせるものである。著作権法が、三年に限って出版社に、直接的・排他的支配を認めたのは、まことに、この出版社と読者の権利を保障し、同時に、三年という期間を限ることによつて、著作者の著作権を保護したものとして、全く正当なことといわなければならないのである。本件は早川の単行本出版後わずか一年数カ月、同じく文庫本出版契約後、わずかに一、二カ月にして、出版権を侵害したものであり、被告らの

違法性と責任は重大といわなければならない。

(二) 差止めについて

著作権法上、出版社の出版権にもとづく直接的・排他的支配が、対外的効力を有するのは著作権法上のいわゆる「登録」がなされたときとされている。しかし登録がなくとも、学説上、二重出版を行った後行の出版社に「悪意」ある場合には、先行の出版社は、後行の出版社を差止める対外的効力を有すると解されている。この解釈にほとんど異論はない。

けだし、先行出版社が著者に対して損害賠償請求できるとするだけでは、出版社及び読者の権利が保護されないからである。そこで本件について「差止め」の権利及び必要性についてみよう。

(イ) 徳間は、前記紛争の経過でみたとおり、早川が単行本を出版していること、及び文庫本の出版契約を行なっていることを知悉しながら、徳間文庫「太陽風交点」の出版を行なつた。

(ロ) 徳間は、早川から文書にて出版中止の要請をうけ、かつ出版権譲渡の承諾を得られないことを承知で本件出版を行なつた。

(ハ) 徳間は、早川の単行本出版後一年数カ月しか経過していないこと。及び早川の文庫本契約が成立してから一カ月しかたっていないこと、かつ早川の文庫本の方が早く製作されていることを知りながら出版を行なつた。

(ニ) 徳間の出版の動機は、自社の後援する日本SF大賞の

受賞を契機にして、利潤を得ることにある。

(四) 徳間の出版の態様は、わずかな著者校正をいれただけの、単行本と全く同じもの、かつ、「解説」についても、全く早川の承諾なしに、全文引用した極めて安易な方法となっている。

(五) 一方早川の文庫本の方は、現在製本されたままで全部全部が出版中止に追いこまれているものである。

ことなどを衡量すれば、早川の損害は損害賠償だけによつては到底つぐないえず、徳間文庫の出版差止めによつて初めて権利回復されるべきものであることは明らかであるといわなければならない。よつて、早川は徳間に対して請求の趣旨第一項の出版差止めを求めるものである。

(三) 損害賠償について

早川は、被告らの次にのべる不法行為によって、以下のよ
うな損害を被った。

被告堀晃、同徳間は、早川との間に出版契約があること、
従って、他との間で出版契約のあることを知りながら、故意
に早川の出版計画を妨害し、自己の出版による営利を目的と
して出版を行なった。徳間文庫の出版数は八万部というもの
であり、これが市場に出まわれれば、本件「太陽風交点」は、
他に出版する余地がないものである。つまり早川文庫は、ほ
とんど販売される余地がなくなるものである。

以上の被告らの不法行為によって、早川は事実上出版不可
能となった。その結果、早川は、すでに製作した「太陽風交

点「文庫版の製作費、及び右文庫本を出版したならば得たであらう利益、さらには単行本「太陽風交点」の売上げ減等の損害を被った。

右損害は、早川が出版計画した「太陽風交点」文庫本の総売上げ額、すなわち、定価三四〇円×部数三万部＝一〇二〇万円に相当すると考えられる。よって、早川は、被告らを共同不法行為者として請求の趣旨第二項の訴えに及ぶものである。

最後に、本件訴えは、今日出版界にみられる異常な事態、すなわち同一日時に、同一著作物が複数の出版社から出版されるといった事態について、出版社の有する出版権、作者の有する著作権の双方について、法的な判断を加え、もって、

日本の出版界を正常な事態に引き戻そうとするものである。
裁判所の公正な判断を期待するものである。

添付書類

一、資格証明書

二通

一、訴訟委任状

一通

昭和五六年四月一五日

右原告訴訟代理人

弁護士 五十嵐 敬喜



右 同 菅 原 哲 朗



右 同 堀 敏 明



東京地方裁判所民事部 御中